

開発行為変更許可通知書

第 4-6 号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1
氏名又は名称 株式会社アルファード
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

令和 4 年 5 月 31 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 4 年 6 月 20 日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字池戸字中城 2217 番 2、2221 番 1、2221 番 3 の一部、2227 番 1、2228 番 1 及び地先農道・水路
開発区域の面積	4,321.46 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (11 戸)
変更内容	設計変更

許可の条件

- ・ 工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書 (工事写真等) と添付すること。

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 5 0 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 5 1 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（道路法、農地法、文化財保護法、森林法等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適確な措置を講じること。
- 3 工事完了後工事の状況が確認できないような場合は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検査の際提示すること。